

# 「平成30年度三重県6次産業化サポートセンター事業業務委託」仕様書

## 1 目的

近年、農山漁村は、人口の減少や高齢化の進展など、活力が低下している状況にあり、早急にその活力の再生を図ることが不可欠である。一方で、農山漁村は、農林水産物に付加価値を付けて新たな魅力ある商品を消費者に提供するなど、地域資源を活用した新たな産業を創出する可能性を有している。

農山漁村の活性化を図るためには、農林漁業者等による加工・販売分野への進出を促進するなど、1次産業たる農林漁業と、2次産業・3次産業との総合的かつ一体的な推進を図り、農林水産物等の資源を有効に活用して、農山漁村地域における雇用の確保と所得の向上を目指す農山漁村の6次産業化を推進することが重要な課題となっている。

このため、三重県内において、農林漁業者等の6次産業化を推進する支援機関「三重県6次産業化サポートセンター（以下、「サポートセンター」という。）」を設置し、農林漁業者等の6次産業化の推進を支援する民間の専門家（6次産業化プランナー。以下「プランナー」という。）による商品開発や販路開拓など経営の発展段階に即した派遣事業や農林漁業者等の課題解決に向けた研修会等の事業を実施し、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援し、本県における6次産業化を推進するものである。

**2 委託業務名** 平成30年度三重県6次産業化サポートセンター事業業務委託

**3 契約期間** 契約の日から平成31年3月22日（金）まで

## 4 委託業務の内容

三重県の農林漁業者の6次産業化を推進するため、県と協議しつつ、市町、国、農林漁業者団体をはじめとした関係機関と協力・連携し、三重県全域を対象とした本委託事業を円滑に実施できるよう、以下の事項に係る事業を実施する。

### (1) 農林漁業者等へのサポート活動事業

#### ① 体制の構築

サポートセンターの体制として、事業全体の責任者である統括企画推進員、それぞれの事業実施に係る企画立案を行う企画推進員及び経理責任者を定め、当該業務委託に係る事業執行体制を構築するとともに、県や国、関係する市町等の関係機関や県内各地域の多様な人材と随時連絡調整が行える連携体制を有したサポートセンターを構築し運営すること。

#### ② 拠点の設置・運営・情報発信

サポートセンターは、本県内において支援ニーズ等を適切に把握したうえで支援業務を実施するため、本県内に1か所以上の常設の拠点（平日の少なくとも9時から17時の間に、県内における本事業の業務実態を把握している担当者に連絡を取ることが可能な事務所等。）を設置し、相談窓口を設けたうえで、農林漁業者等からの相談対応、支援対象案件の発掘、本事業の実施に関する企画立案及び情報発信、プランナー等の派遣に関する日程調整及び進行管理を行うこと。

なお、情報発信の手段として、サポートセンター事業を周知するためのホームページを作成し、PDFファイル等によりサポートセンターの概要や6次産業化にかかる各種支援制度を紹介するパンフレットを掲載すること。また、必要に応じてパンフレットを印刷し、農林漁業者等に配布するものとする。

#### ③ 相談者カルテの作成

サポートセンターは、プランナーによる支援活動の内容を整理し、支援活動の改善を図るため、プランナーを派遣して支援する農林漁業者等について、相談者カルテを作成し、その農林漁業及び関連事業の取組内容や収支状況、6次産業化等に向けた取組についての現状、計画及び課題、それに対する支援内容を記録すること。

また、サポートセンターの企画推進員等による対応についても同様とする。

#### ④ プランナーの登録等

サポートセンターは、県内の農林漁業者等の個別相談等に対応するプランナーを登録すること。活動したプランナーに対しては、成果について、以下の a から f までの手順にのっとり、定期的に評価すること。

なお、その他、農林漁業者等への支援の継続性を担保するために、本事業受託時には、平成 29 年度にサポートセンター登録されていたプランナー 10 名については、県と協議のうえ派遣実績や評価結果に基づき登録について判断すること。

また、必要に応じてプランナーを増員できることとするが、新たに下記【参考】に記した以外のプランナーを登録するときは、6 次産業化に見識のある委員からなる選定委員会を設けて、適切に選定を行ったうえで登録するものとする。選定委員会の委員のうち 1 名は三重県の職員を充てること。

##### a. プランナーによる自己評価

プランナー自身が自らの実績及び適性等について評価を行う自己評価を行うこと。

##### b. 満足度調査

プランナーから助言等を受けた農林漁業者等に対して、派遣したプランナーの改善提案、取組姿勢、説明のわかりやすさ等に関する満足度調査を行うこと。

##### c. 相談者カルテ等によるプランナーの評価

プランナーが作成した相談者カルテの内容及びその派遣に係る前項目 b の調査結果に基づくプランナーの評価を行うこと。

##### d. アンケート調査によるプランナーの評価

人材育成研修会等の講師としてプランナーによる講演等を受けた受講者又は参加者に対して、その説明のわかりやすさ等に関するアンケート調査を行うこと。

##### e. サポートセンターによるプランナーの評価

a から d までの内容に基づき、サポートセンターが総合的な評価を行うこと。

##### f. 評価結果の活用

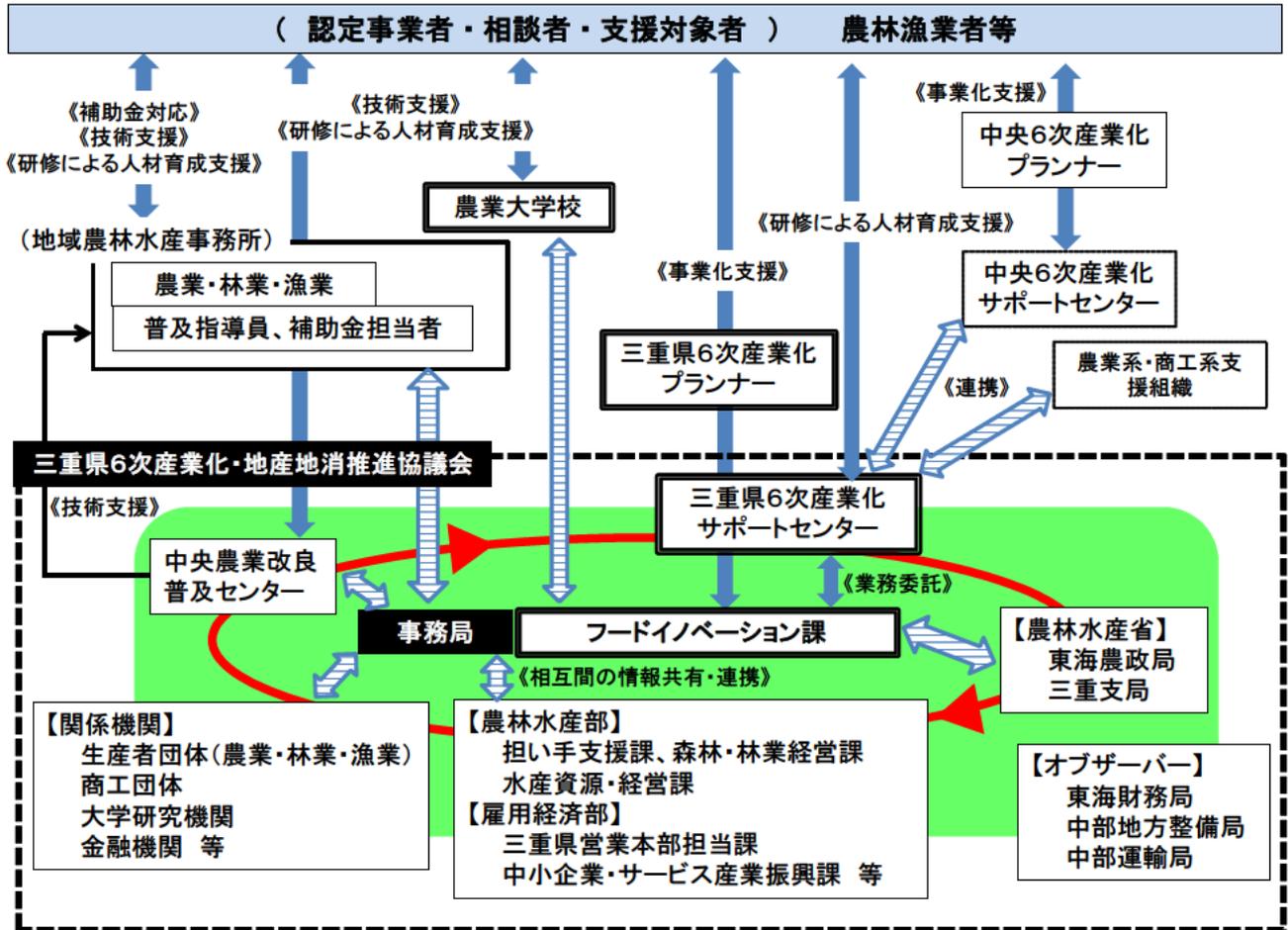
e の最終評価に基づき、プランナーに対し、必要に応じ改善を求めること。また、その結果を県へ報告すること。

#### 【参考】

##### ・平成 29 年度登録プランナーとその専門分野

石川 明湖 (いしかわ あきこ)	事業計画作成・商品開発
北村 光弘 (きたむら みつひろ)	食品加工・商品開発
高垣 和郎 (たかがき かずお)	マーケティング・商品開発
丸山 暁美 (まるやま あけみ)	事業計画作成・マーケティング
三輪 時弘 (みわ としひろ)	事業計画作成
横山 博昭 (よこやま ひろあき)	事業計画作成
西嶋 政和 (にしじま まさかず)	生産技術・食品加工
中川 美佳子 (なかがわ みかこ)	事業計画作成
鬼頭 剛 (きとう たけし)	事業計画作成
水谷 健吾 (みずたに けんご)	資金調達・事業計画作成

【三重県における6次産業化事業推進体制】



⑤ 個別相談等によるサポート活動

サポートセンターは、6次産業化に取り組む農林漁業者等の求めに応じて、登録したプランナー等を派遣するなどし、経営の発展段階に即した課題の解決に向けた助言等を行うほか、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号、以下、「六次産業化法」という。）第5条第1項に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポートや当該認定後のフォローアップ（商品開発や販路開拓、補助事業等の活用による資金調達等に関する事）を行うことを通じて、農林漁業者等による6次産業化の事業の推進を支援するとともに専門的な知識を有する人材の育成を図ること。

なお、六次産業化法に基づく総合化事業計画認定事業者（以下、「認定事業者」とする。）に対するフォローアップについては、東海農政局から情報提供される事業開始後の生産・売上を示した経営状況や事業の進捗状況などをとりまとめた「モニタリングシート」に基づき、以下の（3）で記述するサポートセンター会議等において関係者間で今後の対応方針等についての検討を行うこと。

プランナーが農林漁業者等からの要請に基づき現地にて個別相談等を行った場合の賃金は、謝金は、農林水産省が標準としている、1時間当たり7,100円の賃金と必要な旅費とする。

⑥ 派遣後の取組状況の調査

サポートセンターは、前年度にプランナーの派遣を受けた農林漁業者等に対して、派遣後の課題解決の状況、今後の課題等について調査を行い、県が指定する様式にその結果を取りまとめること。

また、調査後に、課題解決に至っていない事案について、要因分析を行うとともに事後フォローを行うこと。

### 【対象経費】

- ・選定委員会開催費（委員謝金、旅費等）
- ・6次産業化サポート活動実施費（6次産業化プランナー謝金、旅費等）
- ・取組状況調査費（アンケート印刷費、集計整理賃金等）
- ・事業推進費（企画推進員手当、旅費等）
- ・事業管理運営費（管理運営員手当、資料印刷費、通信機器類等リース料、通信運搬費、消耗品費等）

### 【参考】

- ・六次産業化法に基づく総合化事業計画認定件数：65件（平成30年2月末現在）  
※詳細については、別紙一覧表のとおり。
- ・上記以外のこれまでの個別相談延べ件数：206件（平成30年2月末現在）

## （2）人材育成研修会開催事業

### ①6次産業化研修会（地域別・県域）

6次産業化に取り組む農林漁業者等のニーズに応じた研修会や農林漁業者や関係団体への説明会等を企画し、地域ごとの課題に応じた地域別（※）の研修会を5回以上開催し、認定事業者のフォローをはじめ新たな支援対象案件の掘り起こしを含めた県域の研修会を3回以上開催すること。

研修会の実施にあたっては、県地域農林水産事務所や市町関係者を通じて研修ニーズを把握するとともに、各研修会において受講者へのアンケート調査を実施しその分析を行い、その都度、フードイノベーション課へ報告するとともに、それ以降の研修企画に反映するための協議を行うものとする。

また、研修会の開催とあわせて、事前に相談者を募集したプランナー等による相談対応が可能な個別相談会を併せて実施すること。

※桑名、四日市・鈴鹿、津、松阪、伊賀、伊勢、紀州の7地域に区分

### ②みえ農林水産ひと結び塾

6次産業化に関わる生産・加工・販売等各分野の意欲的な人材を対象として、個々のスキルアップとともに、相互の緊密なネットワークの構築により、情報共有や相互の連携を通じた新たな商品・サービスの創出の促進を目的とした研修会を行うこと。参加者の募集については、参加者を広く募集するため、各分野からの参加者獲得に向けた公開講座を1回（①の県域研修会と兼ねることも可）行うこと。その上で異業種が参画したプロジェクトチームを2~4形成できるよう、10名以上をフードイノベーション課と協議のうえ選定し、プロジェクト考案ワークショップなど課題解決型の研修を4回以上開催すること。前記の研修後、発表会兼フォローアップ研修を1回行うこと。

### 【対象経費】

- ・管理運営費（人件費、旅費、研修生募集案内印刷費等）、会場費（会場借料、会場等備品、会場整理賃金）、講師謝金、講師旅費、テキスト作成費（原稿料、資料印刷費等）

## （3）サポートセンター会議の開催及び各種会議等への出席

### ① サポートセンター会議の開催

サポートセンター及び各プランナーの活動状況の情報共有、その他関係機関との情報交換を行い、今後の支援対象者への対応方針や研修内容等を検討する場として、サポートセンターの企画推進員及びプランナーをはじめ、県（フードイノベーション課、中央農業改良普及センター）、東海農政局（本局、三重支局）等の関係者を招集した会議を、必要に応じて開催すること。

### ② 各種会議等への出席

事業を推進するうえで必要と考えられ、県が求める会議等には出席すること。

### 【参考】

- ・ 東海農政局が開催する県及びサポートセンターを対象とした会議（名古屋市内）
- ・ 法に基づく総合化事業計画認定審査委員会（名古屋市内）
- ・ 県が開催する県及び市町等担当者を対象とした会議（県内）
- ・ 県が開催する6次産業化・地産地消推進協議会（県内）
- ・ 県の各分野（農業・林業・水産）担当が開催する会議（県内）

### 【対象経費】

- ・ 事業推進費（会議出席のための企画推進員手当、企画推進員旅費等）
- ・ 6次産業化サポート活動実施費（会議出席のためのプランナー旅費等）  
※会議への出席によるプランナー謝金は発生しないものとする。
- ・ 事業管理運営費（資料印刷費、消耗品費等）

#### （4）事業進捗状況の報告等

必要に応じて開催するサポートセンター会議において、サポートセンターやプランナーからこれまでの対応状況について関係者に対して報告するとともに、今後の農林漁業者等へのフォロー活動の方針について協議すること。

上記とは別に、毎月、前項（1）及び（2）の内容を取りまとめたうえで、県が指定する様式（相談者カルテ、プランナー等派遣実績一覧、その他任意様式）により、書面をもって事業進捗状況を報告するとともに、今後の事業推進に関する協議を行うこと。

#### （5）書類等の整備

前項（1）から（4）に関する資料を整理し、情報漏洩等の防止対策を行ったうえで、厳重に保管すること。

認定事業者に関しては、対応状況や事業の進捗状況がわかるよう、前項（1）③で示す「相談者カルテ」の電子データとしての整備に加え、事業者ごとの個別綴りファイルを作成し、関連資料を綴るなどし、事業者の事業進捗管理を行い、事業完了時には県へ提出すること。

#### （5）成果の報告

（1）農林漁業者等へのサポート活動事業及び（2）人材育成研修会開催事業に関する契約期間中の取組内容、事業推進上の課題や解決に向けた改善方法等の提案を取りまとめた様式（任意）の報告書を作成し、県へ提出すること。

#### （6）事業実施に当たっての留意事項

本事業は、特定の農林漁業者や企業、団体のみの利益追求のために実施するものではなく、受託者は、支援業務の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することはできない。

## 5 委託業務に関する成果品の提出

- （1）平成30年度三重県6次産業化サポートセンター事業完了報告書 1部
- （2）平成30年度三重県6次産業化サポートセンター事業実施実績書 1部
- （3）6次産業化サポートセンター紹介パンフレット 1部
- （4）個別相談・人材育成研修会等の実施内容がわかる個別の資料・写真 1部
- （5）その他指示するもの
- （6）上記の報告に係る資料及び企画提案コンペへの提出資料に関する紙資料及び電子データ資料を収めた電磁的記録媒体 CD-ROM 1部
- （7）成果品の提出期限  
成果品については、平成31年3月22日（金）までに提出するものとする。